

巻末資料

＜エネルギー関連政策等をめぐる経過＞

- (資料 1) 2020 年 10 月 26 日 第 203 国会 菅内閣総理大臣所信表明演説カーボンニュートラル宣言
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2020/1026shoshinhyomei.html
- (資料 2) 2020 年 12 月 15 日 経済産業省公表 洋上風力産業ビジョン
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/yojo_furyoku/002.html
- (資料 3) 2020 年 12 月 25 日 経済産業省公表 グリーン成長戦略
<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225012/20201225012.html>
- (資料 4) 2021 年 6 月 9 日 内閣官房公表 地域脱炭素ロードマップ
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/index.html>
- (資料 5) 2021 年 6 月 11 日 経済産業省・国土交通省公表 長崎県五島市沖における洋上風力発電事業者の選定
<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210611004/20210611004.html>
- (資料 6) 2021 年 6 月 18 日 内閣府公表 骨太の方針
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/decision0618.html>
- (資料 7) 2021 年 10 月 22 日 経済産業省公表 第 6 次エネルギー基本計画
<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005.html>
- (資料 8) 2021 年 10 月 31 日～11 月 13 日 環境省公表 国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26)
<https://www.env.go.jp/earth/26cop2616cmlp16cma10311112.html>
- (資料 9) 2021 年 12 月 6 日 第 207 国会 岸田内閣総理大臣所信表明演説
https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2021/1206shoshinhyomei.html
- (資料 10) 2021 年 12 月 24 日 経済産業省・国土交通省公表 「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖」、「千葉県銚子市沖」における洋上風力発電事業者の選定
<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211224006/20211224006.html>
- (資料 11) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (同法は、2020年6月12日に一部改正され、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (再エネ特措法)」に改称され、2022年4月1日に施行された)
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/01_fitthou.pdf

(資料 12) 昭和の臨海開発等をめぐる漁業権の放棄・変更手続き、漁業補償等に関する訴訟事例

整理 番号	判決日	裁判所	事件名	端緒	判示			原告 (申立人 ¹⁾ / 債権者 ³⁾ / 控訴人 ⁵⁾ / 上诉人 ⁷⁾)	被告 (被申立人 ²⁾ / 債務者 ⁴⁾ / 被控訴人 ⁶⁾ / 被上诉人 ⁸⁾)	判決	掲載誌
					漁業権の 放棄・変 更手続き (埋立同 意含む)	補償金の 性格・ 配分	団体漁業 権の法的 性質論				
1	1968 (S43) 年5月8日	富山地裁 高岡支部	昭39(ワ)200号・昭39(ワ)203・昭39 (ワ)197号・昭39(ワ)201号・昭39(ワ) 198号・昭39(ワ)204号・昭39(ワ)202 号・昭39(ワ)196号・昭39(ワ)195号・昭 39(ワ)199号・昭39(ワ)194号不当利 得返還請求事件	富山新港 建設	○	○	—	漁協(代表者 理事)	漁協組合員、 非組合員	一部認容、 一部棄却	判例時報 554号p64
2	1968 (S43) 年7月23日	松山地裁	昭43(行ク)2号執行停止申立事件	松山空港 滑走路造 成埋立	○	—	—	漁協 ¹⁾	愛媛県知事 ²⁾	決定	行政事件裁 判例集19 巻7号 p1295
3	1971 (S46) 年7月20日	大分地裁 (整理番号 4の一審)	昭45(行ウ)20号公有水面埋立免許取 消請求事件〔いわゆる臼杵市風成地区 公害予防闘争事件〕 昭45(ワ)327号漁業権確認事件〔い わゆる臼杵市風成地区公害予防闘争事 件〕 昭45(行ク)1号行政処分執行停止申 立事件〔いわゆる臼杵市風成地区公害 予防闘争事件〕	セメント工 場用地造 成埋立	○	—	—	漁協組合員	大分県知事	認容(控訴) 認容(控訴) 決定(抗告)	判例時報 638号p36
4	1973 (S48) 年10月19日	福岡高裁 (整理番号 3の控訴 審)	昭46(行コ)13号公有水面埋立免許取 消請求控訴事件〔臼杵市埋立免許取 消請求事件〕 昭46(ネ)525号漁業権確認請求控訴 事件〔臼杵市風成地区公害予防闘争 事件・控訴審〕 昭46(行ス)6号公有水面埋立免許執 行停止申立抗告事件〔臼杵市風成地 区公害予防闘争事件・抗告審決定〕 ※1	セメント工 場用地造 成埋立	○	—	○ (総有)	大分県知事 ⁵⁾	漁協組合員 ⁶⁾	控訴棄却 (確定) 控訴棄却 (確定) 抗告棄却 (確定)	判例時報 718号p9
5	1976 (S51) 年7月29日	札幌地裁 (整理番号 7の一審)	昭48(行ウ)8号公有水面埋立免許処 分取消請求事件	伊達火力 発電所施 設用地造 成埋立	○	—	—	漁協組合員	北海道知事 電力会社	一部棄却、 一部却下 (控訴)	判例時報 839号p28
6	1977 (S52) 年6月3日	大阪地裁	昭40(ワ)1299号預金債権共有確認請 求事件〔泉大津漁業協同組合漁業補 償金等分割請求事件・第一審〕※2	臨海工業 用地造成	—	○	○ (総有)	漁協組合員	漁協(代表者 理事)ほか	一部認容、 一部棄却 (控訴)	判例時報 865号p22
7	1982 (S57) 年6月22日	札幌高裁 (整理番号 5の控訴 審)	昭51(行コ)3号公有水面埋立免許処 分等取消請求控訴事件〔伊達火力発 電所関係埋立免許等取消請求控訴事 件〕	伊達火力 発電所施 設用地造 成埋立	○	—	—	漁協組合員 ⁵⁾	北海道知事 ⁶⁾ 電力会社	一部取消、 一部控訴棄 却(上告)	判例時報 1071号p48
8	1982 (S57) 年9月6日	大分地裁 (整理番号 11の一審)	昭52(ワ)305号総会決議無効確認請 求事件	別大国道 拡幅工事	○	○	○ (総有)	漁協組合員	漁協(代表者 理事)	棄却(控訴)	金融・商事 判例830号 p11
9	1983 (S58) 年5月30日	大阪地裁	昭53(ワ)3272号損害賠償請求事件	火力発電 所温排水	—	○	○ (社員権 的)	漁協組合員	電力会社	棄却(確定)	判例時報 1097号p81
10	1983 (S58) 年10月17日	名古屋地 裁	昭45(ワ)1114号・昭41(ワ)2208号・昭 41(ワ)17号・昭41(ワ)2000号補償金 請求事件	名古屋港 整備拡充	○	○	○ (社員権)	漁協組合員、 訴訟承継人	漁協(代表者 清算人)	棄却(控訴)	判例時報 1133号 p100
11	1985 (S60) 年3月20日	福岡高裁 (整理番号 8の控訴 審)	昭57年(ネ)607号総会決議無効確認 請求控訴事件	別大国道 拡幅工事	○	○	○ (総有)	漁協組合員 ⁵⁾	漁協(代表者 理事) ⁶⁾	変更(上告)	金融・商事 判例830号 p8
12	1985 (S60) 年12月17日	最高裁第 三小法廷 (整理番号 7の上告 審)	昭57(行ツ)149号公有水面埋立免許 処分等取消請求事件〔伊達火力事件〕	伊達火力 発電所施 設用地造 成埋立	○	—	—	漁協組合員	北海道知事	上告棄却	判例時報 1179号p56
13	1986 (S61) 年2月21日	山口地裁 宇部支部	昭57年(ワ)133号総会決議無効確認 等請求事件	発電所建 設	○	○	—	漁協組合員	漁協 (代表者理事)	一部認容 (確定)	判例時報 1191号 p120
14	1987 (S62) 年1月22日	仙台高裁	昭60(ネ)439号臨時総会決議無効確 認請求控訴事件	むつ小川 原港港湾 整備	○	—	○ (社員権)	漁協組合員 ⁵⁾	漁協(代表者 理事) ⁶⁾	却下(確定)	判例タイムズ 631号p219

整理 番号	判決日	裁判所	事件名	端緒	判示			原告 (申立人 ¹⁾ / 債権者 ³⁾ / 控訴人 ⁵⁾ / 上告人 ⁷⁾)	被告 (被申立人 ²⁾ / 債務者 ⁴⁾ / 被控訴人 ⁶⁾ / 被上告人 ⁸⁾)	判決	掲載誌
					漁業権の 放棄・変 更手続き (埋立同意含む)	補償金の 性格・ 配分	団体漁業 権の法的 性質論				
15	1987 (S62) 年5月29日	鹿児島地裁	昭59 (行ウ) 2号公有水面埋立免許取消請求事件〔志布志湾埋め立て訴訟〕	志布志石油国家備蓄基地建設埋立	○	—	○ (総有否定)	漁協組合員	港湾管理者 (鹿児島県知事)	却下 (控訴)	判例時報 1249号p46
16	1988 (S63) 年5月18日	松山地裁八幡浜支部	昭61 (ヨ) 10号漁業補償金配分明細書等の公開禁止仮処分申請事件	伊方原発第3号炉増設	—	○	—	漁協組合員 ³⁾	漁協 (代表者理事) ⁴⁾	却下 (控訴)	判例時報 1292号 p139
17	1989 (H元) 年5月15日	福岡高裁宮崎支部	昭62 (行コ) 3号公有水面埋立免許取消請求控訴事件〔志布志湾埋立訴訟・控訴審〕	志布志石油国家備蓄基地建設埋立	○	—	—	漁協組合員	港湾管理者 (鹿児島県知事)	控訴棄却 (確定)	判例タイムズ 710号p143
18	1989 (H元) 年7月13日	最高裁第一小法廷 (整理番号11の上告審)	昭60 (オ) 781号総会決議無効確認請求事件※2※3	別大国道拡幅工事	○	○	○ (社員権)	漁協 (代表者理事) ⁷⁾	漁協組合員 ⁸⁾	破棄差戻	判例時報 1323号p60

※1 松下竜一 (1984) : 風成の女たち ある漁村の闘い、東京、朝日新聞。

NHKドキュメンタリー「風成の女たち」、1971 (S46) 年7月23日放送

※2 東京大学我妻栄名誉教授が提出した共同漁業権の「法律的性質」等に係る鑑定書の理論を全面的に採用

「鑑定書」は、浜本幸生 (1999) : 共同漁業権論 平成元年七月十三日 最高裁判決批判、東京、まな出版企画、pp180-195. に転載収録

※3 最高裁判決を受けて、2001 (H13) 年の改正漁業法等により第31条 (現行法第108条) に「組合員の同意」、水産業協同組合法第51条の2に「総会の部会」の規定をそれぞれ新設し、水産業協同組合法に規定される漁業権の放棄又は変更 (第48条第1項第8号、第50条第4号) に関して、整理番号4の「福岡高裁判決」に即した手続きを取るよう改めた。

<関係法令>

注：アンダーラインは、留意しておいた方がよい部分

(資料 13)

- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）に規定する海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「海洋再生可能エネルギー源」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法」という。）第二条第四項に規定する再生可能エネルギー源のうち、海域における風力その他の海域において電気のエネルギー源として利用することができるものとして政令で定めるものをいう。

（注：2022年4月1日に施行された再エネ特措法により、3項は改正されており、下記を参照

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/01_fithou.pdf

4 （略）

5 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」とは、我が国の領海及び内水の海域のうち第八条第一項の規定により指定された区域をいう。

(基本理念)

第三条 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用は、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋の持続可能な開発及び利用を実現することを旨として、国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者の密接な連携の下に行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者に対し、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関し必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(関係地方公共団体の責務)

第五条 関係地方公共団体は、基本理念にのっとり、前条に規定する国の施策に協力して、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策を推進するよう努めなければならない。

(海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責務)

第六条 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全並びに海洋の安全の確保との調和に配慮するとともに、国及び関係地方公共団体が実施する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第七条 政府は、基本理念にのっとり、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 (略)

四 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業と漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全並びに海洋の安全の確保との調和に関する基本的な事項

五・六 (略)

3 基本方針は、海洋基本法第十六条第一項に規定する海洋基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 (略)

第八条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって次に掲げる基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができる。

一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

二 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であると認められること。

三・四 (略)

五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。

六 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第二条第五項に規定する低潮線保全区域又は同法第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域と重複しないこと。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該区域の状況を調査するものとする。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができる。

5 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域について次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該協議会の意見を聴かなければならない。

6 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を公告しなければならない。

7 (略)

(協議会)

第九条 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海洋再生可能エネルギー

ギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事

二 農林水産大臣及び関係市町村長

三 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者

3・4 （略）

5 関係行政機関の長は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し、協議会の構成員の求めに応じて、協議会に対し、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。

6 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（促進区域内海域の占用等に係る許可）

第十条 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域（政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。以下「促進区域内海域」という。）において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、促進区域内海域の利用又は保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでない。

一 促進区域内海域の占用

二 （略）

三 施設又は工作物の新設又は改築（第一号の占用を伴うものを除く。）

四 （略）

2 国土交通大臣は、前項の行為が促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない。

3 （略）

4 第一項の許可に係る同項第一号の促進区域内海域の占用の期間は、三十年を超えない範囲内において政令で定める期間を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

5 国土交通大臣は、第一項の許可には、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に必要な限度において、条件を付することができる。この場合において、その条件は、許可を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであるであってはならない。

6・7 （略）

（海洋再生可能エネルギー発電設備の公募占用指針等）

第十三条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定したときは、促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことにより海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を公募により選定するために、基本方針に即して、公募の実施及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備のための促進区域内海域の占用に関する指針（以下「公募占用指針」という。）を定めなければならない。

2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 （略）

二 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域

三 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の開始の時期

四・五 （略）

六 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項

七～十一 （略）

十二 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占有をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項

十三 第十七条第一項の認定の有効期間

十四 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者と関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項

十五・十六 (略)

3 前項第十三号の有効期間は、三十年を超えないものとする。

4・5 (略)

6 経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。ただし、公募占用指針のうち供給価格上限額については、公募の効果的な実施のため必要があると認めるときは、公示しないことができる。

7・8 (略)

(公募占用計画の提出)

第十四条 公募に応じて選定事業者となろうとする者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用に関する計画（以下「公募占用計画」という。）を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

2 公募占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 促進区域内海域の占用の区域

二 促進区域内海域の占用の期間

三 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期

四・五 (略)

六 工事実施の方法

七 工事の時期

八～十一 (略)

十二 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法

十三～十五 (略)

3・4 (略)

(選定事業者の選定)

第十五条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者から公募占用計画が提出されたときは、当該公募占用計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 供給価格が供給価格上限額以下であることその他当該公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであること。

二・三 (略)

四 当該公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、公募占用計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第十三条第二項第十五号の評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての公募占用計画について評価を行うものとする。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の評価に従い、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定するものとする。

4 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により選定事業者を選定しようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

5 (略)

6 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定により選定事業者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

(公募占用計画の認定)

第十七条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が提出した公募占用計画について、促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を指定して、当該公募占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

- 2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該認定を受けた公募占用計画の概要、当該認定をした日及び当該認定の有効期間並びに同項の規定により指定した促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を公示しなければならない。

(促進区域内海域における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る占用の許可等)

第十九条 選定事業者は、第十七条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「公募占用計画の認定」という。）を受けたときは、公募占用計画の認定を受けた公募占用計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定公募占用計画」という。）に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき第十条第一項の許可（同項第一号に係るものに限る。次項及び第二十一条第三項において同じ。）の申請があった場合においては、当該許可を与えなければならない。

3 (略)

(地位の承継)

第二十条 次に掲げる者は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、選定事業者が有していた公募占用計画の認定に基づく地位を承継することができる。

一 選定事業者の一般承継人

二 選定事業者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた海洋再生可能エネルギー発電設備の所有権その他当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な権原を取得した者

(公募占用計画の認定の取消し)

第二十一条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、次に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

一 選定事業者が第十九条第一項の規定に違反したとき。

二 選定事業者が偽りその他不正な手段により公募占用計画の認定を受けたことが判明したとき。

- 2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により公募占用計画の認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

- 3 第一項の規定により公募占用計画の認定が取り消されたときは、当該公募占用計画の認定に係る認定公募占用計画に基づき与えられた第十条第一項の許可は、その効力を失う。

(全文はこちら)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/legal/kaiyou_law.pdf

(資料 14)

- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号）（抄）

（海洋再生可能エネルギー源）

第一条 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定めるものは、海域における風力とする。

（促進区域内海域の占用等に係る許可を要する海域の上空及び海底の区域）

第二条 法第十条第一項の政令で定める区域は、海域の上空三百十五メートルまでの区域及び海底下百メートルまでの区域とする。

（占用の期間）

第五条 法第十条第四項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる占用の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 容易に移転し、又は撤去することができる構造の施設又は工作物による占用 五年
- 二 法第十九条第一項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占有 三十年
- 三 前二号に掲げるもの以外の占用 十年

（全文はこちら）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/legal/kaiyou_order.pdf

(資料 15)

- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年経済産業省／国土交通省／令第一号）（抄）

（公募占用計画の作成）

第四条（略）

2 法第十四条第二項第十五号の経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 漁業その他の海洋の多様な開発及び利用との調和に関する事項

四 （略）

（公募占用計画の認定の公示）

第六条 法第十七条第二項（法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（全文はこちら）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/legal/kaiyou_rule.pdf

(資料 16)

- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針について（抄）

令和元年5月17日閣議決定

第1. 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進の意義及び目標に関する事項

(1) (略)

(2) 目標

我が国として、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策（海洋基本法に規定するものをいう。以下同じ。）との調和を図りつつ、海洋の積極的かつ持続可能な開発及び利用を行うとともに、コスト競争力を伴った再生可能エネルギーの長期的かつ安定的な主力電源化を目指すため、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進については、次に掲げる姿を実現していくことを目標とする。

- ① 長期間にわたり海域を占有することから、信頼性があり、かつ国民負担の抑制のためのコスト競争力のある電源を導入することの重要性に鑑み、「長期的、安定的かつ効率的」な発電事業を実現すること。また、長期的かつ安定的な発電事業の実施のため、地域との共生や地域経済への波及の観点も含め、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与するよう配慮を行うこと。

- ② 漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進することで、漁業等と共存共栄した海洋再生可能エネルギー発電事業を実現すること。

- ③・④ (略)

第2. 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策に関する基本的な事項

1. 国による施策の総合的な推進

国は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定等による海域利用の促進に係る措置のほか、以下の施策を総合的に推進する。

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用することができる港湾等に関する情報の提供

海洋再生可能エネルギー発電事業は、再エネ海域利用法の基本理念にのっとり、国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者及び漁業者その他の関係者と密接な連携の下に行われなければならない。このため、国は、再エネ海域利用法に基づく協議会等において、関係者に対して、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関し必要となる情報提供を行う。（略）

- (2)～(4) (略)

2. 関係地方公共団体による施策の推進

(略)

さらに、海洋再生可能エネルギー発電事業は、長期間かつ大規模にわたる事業であるため、地域及び漁業等の海域の先行利用者との協調が重要である。そのため、促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に当たって、関係地方公共団体は、国と連携の上、再エネ海域利用法に基づく協議会等も活用しつつ、地域及び漁業等の海域の先行利用者に対し、適切な情報提供を行うなど地域との協調のために必要な施策の推進に努めるものとする。

第3. 促進区域の指定に関する基本的な事項

(1) 促進区域の指定に関する基本的考え方

経済産業大臣及び国土交通大臣は、再エネ海域利用法第8条第1項に基づき、同項に示す促進区域の指定基準に適合し、漁業、貨物船又は旅客船の航行その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和について関係行政機関の長に確認した上で、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が見込まれる区域について促進区域として指定することとする。

この際、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定の手続については、公平性・公正性・

透明性を確保しつつ行うこととする。

また、経済産業大臣及び国土交通大臣は、事業者の予見可能性を確保し、民間の投資を促進するため、計画的かつ継続的な促進区域の指定を目指すこととする。

なお、促進区域の指定の案の立案に当たって、経済産業大臣及び国土交通大臣は、農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長等の意見を聴くこととし、漁業、貨物船又は旅客船の航行その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策に支障があると見込まれる区域は、促進区域の指定の案に含めないものとする。また、促進区域の指定の案について、関係行政機関の長との協議が整わない場合や、関係都道府県知事又は協議会から区域指定について支障があるという意見が提出された場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣は、その意見を十分に尊重し、当該案のまま促進区域の指定を行うことはないものとする。

(2) 協議会の運営に関する事項

① (略)

② 協議会の運営について

海洋再生可能エネルギー発電事業は、長期的かつ大規模に海域を利用することとなり、地域や当該海域の先行利用者に大きな影響を与える可能性があるため、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要がある。

このため、再エネ海域利用法に基づく協議会の運営に当たっては、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関し必要となる情報の提供を行いつつ、協議の円滑な進行に努めるとともに、地域・利害関係者から提出された意見について十分に配慮することとする。

また、経済産業大臣及び国土交通大臣は、漁業・地域との協調の在り方について協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針に反映すること等により、その協議の結果を尊重することとする。

(略)

(3) 関係都道府県知事及び協議会からの意見の取扱いについて

経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定の案について、関係都道府県知事又は協議会から漁業、貨物船又は旅客船の航行その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策の観点からみて支障を及ぼすおそれがあるという意見が提出された場合には、その意見を十分に尊重することとする。

なお、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定に当たって意見を聴く関係都道府県知事の確認に遺漏がないように配慮するとともに、協議会の設置に当たっても幅広く市町村に周知し、関係市町村の長の確認に遺漏がないように配慮することとする。

第4. 促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業と漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全並びに海洋の安全の確保との調和に関する基本的な事項

経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に当たっては、再エネ海域利用法の基本理念にのっとり、漁業、貨物船又は旅客船の航行その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和を図ることが必要であり、以下の事項を踏まえる必要がある。

① 海洋の多様な開発及び利用との調和

海洋国家である我が国において、漁業は重要な産業であり、海域に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置した場合、当該設備の設置場所においては物理的に一部の漁法を行うことが困難になること等も想定されるため、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定に当たっては、海洋再生可能エネルギー発電と漁業との協調・共生についての観点も踏まえた上で、当該海域における促進区域の指定が、当該海域で営まれている漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることを考慮する必要がある。

促進区域の指定の基準の一つとして、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることとされていることに鑑み、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定に当たり、再エネ海域利用法に基づく協議会の設置の前にも、漁業の操業について支障がないことを関係漁業団体等に十分に確認し、支障を及ぼすことが見込まれる場合には、促進区域の指定は行わないこととする。

海洋再生可能エネルギー発電設備を設置した場合、気象レーダー等の電波の送受信に支障を与える可能性が考えられる。そのため、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定に当たっては、当該区域への海洋再生可能エネルギー発電設備の設置が国民生活等に著しく支障を与えることが見込まれる場合には、関係行政機関の長等と十分に協議する必要がある。

(略)

このほか、海洋レジャー、貨物船又は旅客船の航行等、海洋においては多様な開発及び利用がなされている。このため、促進区域の指定に当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴き、海洋の多様な開発及び利用に十分に配慮する必要がある。

海洋再生可能エネルギー発電事業の終了後、海洋再生可能エネルギー発電設備がこうした海洋の多様な開発及び利用に支障を及ぼさないよう、当該設備の撤去が選定事業者により行われる必要がある。このため、国土交通大臣は、選定事業者が経営破綻した場合又は占用期間経過後に、撤去のための資金不足により海洋再生可能エネルギー発電設備が放棄されることとならないよう、将来の撤去費用の確保を当該選定事業者に対する占用許可の要件とするとともに、適切な指導監督に努めることとする。

なお、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責により漁業の操業等に支障を及ぼした場合、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者が関係漁業者等に対して必要な措置を取ることは、再エネ海域利用法による促進区域の指定、事業者の選定等にかかわらず、従前と取扱いが変わるものではない。

また、協議会においては、各海域の特性に応じて、選定事業者による漁業影響調査の実施及びその方法についても協議することとする。

② (略)

③ 海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和
(略)

また、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置が、我が国の防衛に支障を与える可能性が考えられるため、経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域の指定に当たっては、国民の生命、身体及び財産の保護という観点を踏まえ、防衛大臣と十分に協議するものとする。

(略)

第5・第6. (略)

(全文はこちら)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/legal/kaiyou_policy.pdf

(資料 17)

○ 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン (抄)

令和元年6月策定

令和3年7月改訂

経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 港湾局

第1章 総則

1. 本ガイドラインの位置付け

(略)

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)は、海洋再生可能エネルギーのうち早期の事業化が見込まれる洋上風力を念頭に、本法の定める促進区域の指定の基準や手続について、具体的な考え方や実際の運用方針を記載したものである。

なお、促進区域の指定後の公募の運用については、別途定める「一般海域における占用公募制度の運用指針」を参照されたい。

2. (略)

第2章 促進区域の指定に関する規定

(略)

第3章 促進区域の指定の基準

(略)

1～4. (略)

5. 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること(第5号)

発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。(本法第8条第1項第5号)

「発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」は、以下の視点から確認する。

➤ 関係漁業団体を含む協議会において、発電事業の実施による漁業への支障の有無を確認し、漁業に支障があると見込まれる場合には、促進区域の指定は行わない。

➤ 漁業への支障の有無の確認は、当該区域における洋上風力発電と漁業との協調・共生についての観点も踏まえて行う。

※ なお、実際の運用に当たっては、協議会の設置等の前にも、漁業の操業に対する支障の有無を関係漁業団体に十分に確認し、漁業に支障がある場合には協議会の設置等を行わないこととする。

※ 国土交通大臣は、発電設備の設置に係る促進区域内海域の占用を許可するに当たり、選定事業者が当該設置までに協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ることを当該許可の条件とする。

6～8. (略)

第4章 促進区域の指定に係る手続

(略)

1. 促進区域の指定に係る手続の概要

本法において、促進区域の指定に当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣があらかじめ区域の状況を調査し、促進区域の指定基準への適合性を判断するとともに、促進区域の指定の案の公告、縦覧、関係行政機関の長との協議、関係都道府県知事からの意見聴取等の手続を経ることとされている。

また、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定及び発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができ、協議会が組織されているときは、促進区域の指定に当たり、協議会の意見を聴取することとされている。

具体的な運用に当たっては、公平性、公正性、透明性を確保した上で、発電事業の実施が可能な区域を速やかに選定するため、(1) 様々な既知情報を収集した上で、(2) 早期に促進区域に指定できる見込みのある有望な区域を選定し、有望な区域については、(3) 協議会を設置するとともに、より詳細な調査を実施し、(4) 最終的な促進区域の指定基準への適合性を判断するというプロセスを経て促進区域を指定することとする。

2. 既知情報の収集等

促進区域を指定するに当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣があらかじめ区域の状況を調査しなければならないところ、(1) 当該区域の促進区域の指定基準への適合性に関する情報のほか、

(2) 地元の利害関係者の意向や調整状況など、各地域における促進区域指定のニーズに関する情報が必要である。速やかに促進区域を指定するため、まずは、上記の(1)及び(2)に関する様々な既知情報を収集する。

この際には、既存の文献やデータベースに基づく情報収集のほか、公平性、公正性、透明性を確保した上で、都道府県や事業者等が保有する情報を提供してもらうなど、既存の情報を可能な限り活用する。

特に(2)地域に関する情報については、地域関係者等との調整が必要になることを踏まえ、都道府県から情報収集することとする。その際には、公平性、公正性、透明性の確保の観点から、一定の期間(3か月程度)を定めた上で、促進区域の指定を希望する都道府県から情報提供を受け付けることとする。

こうした都道府県からの情報収集は、原則、年度ごとに実施することとし、計画的・継続的な運用に努めることとする。

なお、(1)の適合性に関する情報を収集した結果、発電事業に必要となる系統が事業者により確保されておらず、また、他の情報等を踏まえて本法第8条第1項の規定による指定を行う見込みが一定程度あり、かつ、国として暫定的な系統容量の確保の要請を行うことを見込む場合には、以下の調査を実施する。

- ① 将来的に促進区域に指定しようとする区域の気象、海象その他の自然的条件や、現時点の技術で合理的に設置が可能な発電設備を前提として、当該区域における合理的な発電設備の規模が不明であるときは、まず、その規模について調査を行う。
- ② 合理的な発電設備の規模に見合う系統容量について、接続検討等の手続により、当該区域の系統接続の確保の蓋然性やその系統接続費用に関する事前調査を行う。

3. 有望な区域の選定

(1) 有望な区域の選定条件

既知情報を収集した上で、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めべき区域を「有望な区域」として選定する。

有望な区域に選定されるためには、少なくとも協議会において地元関係者との利害調整が可能な程度に地元の受入体制が整っており、かつ、促進区域の指定の基準に適合する見込みがあるものとして、以下の3つの要件を満たしていることを条件とする。

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること(協議会の設置が可能であること)
- ③ 区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

(2) (略)

4. 協議会の設置、運営

(略)

(1) 協議会の設置

有望な区域に選定された区域については、都道府県からの情報等に基づき、協議会の構成員となるべき利害関係者が特定されており、かつ、協議会を開始することにつき同意が得られているため、協議会を設置し、促進区域の指定に向けた協議を開始する。

なお、協議会の下部には、必要に応じて実務者会議等を設置し、協議の円滑な進行を図ることとする。また、事業者選定後は、選定事業者も協議会、実務者会議等の構成員とする。

(2) 協議会における協議事項

本法上、協議会においては、促進区域の指定に関する事項及び発電事業の実施に関する事項に関し必要な協議を行うこととされている。

関係行政機関、事業者、地域の利害関係者の連携を図る観点から、協議会(上述の実務者会議等を含む。)においては、下記のような事項に関して協議、情報共有を行う。

- ① 促進区域の指定(変更を含む。)についての利害関係者との調整

- ② 事業者の公募に当たっての留意点
- ③ 発電事業に係る工事等に当たっての必要な協議、情報共有等

(3) 合意形成の方法

協議会における合意形成は、以下の点に配慮しつつ行う。

- ① 地域・利害関係者（海域の先行利用者等）の意見は特に尊重する。
- ② 透明性の確保や地域との連携を促進する観点から、協議会については、可能な限り公開で議論する。（ただし、公共の利益や、当事者及び第三者の権利等を害するおそれがある場合には、非公開にできることとする。）

こうした合意形成を経て、協議会において促進区域の指定の案についての協議が整うまでには、少なくとも有望な区域の選定から3か月以上の期間を要することが想定される。

5. 区域の状況の詳細な調査

有望な区域に選定された区域について、3（1）に示した3つの要件の程度・熟度等を考慮し、より有望と見込まれる区域から、実際に海域の現地調査を行うなど、指定基準への適合性をより詳細かつ着実に確認するための調査を実施する。

(1) 促進区域の各指定基準に関する調査

促進区域の各指定基準（本法第8条第1項各号）については、主に以下のような手法を用いて調査を行うこととする。（以下は例示である。）

- ①－1～④ （略）
- ⑤ 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること（同項第5号）
・協議会等において確認
- ⑥ （略）

(2)・(3) （略）

(4) その他の調査事項

海洋環境の保全、海洋の安全の確保、その他の海洋に関する施策との調和を図る観点から、文献調査や関係省庁への確認等により、必要に応じて以下の事項等についても調査を行う。

- ① 漁業等（漁業区域、投錨区域、潮干狩場、航路、船舶通行量、海岸保全区域、海水浴場、海上構造物等）や防衛（基地、訓練区域、航空制限、電波障害防止、レーダー等）に係る先行的な海域の利用状況に関する事項

② 海洋環境に関する情報

6・7. （略）

8. 促進区域指定案の公告・縦覧、関係行政機関の長等との協議等

(1) 促進区域指定の案の公告・縦覧

経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域の指定の案を作成したときは、促進区域を指定する旨を公告するとともに、促進区域の指定の案を、指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、2週間公衆の縦覧に供する（本法第8条第3項）。

上記の公告があったときは、利害関係者は、縦覧期間の終了日までに、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して意見書を提出することができる。

(2) 関係行政機関の長との協議、関係都道府県知事、協議会からの意見聴取

経済産業大臣及び国土交通大臣は、利害関係者から提出された意見書の写しを添えて、促進区域の指定の案について農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議し、当該指定をすることについて各行政機関の立場から支障がないかを確認する。

また、促進区域の指定の案について、利害関係者の意見書や関係行政機関の長との協議結果も踏まえて、関係都道府県知事及び協議会の意見を聴取する（第8条第5項）。

(3) （略）

9. その他の留意事項

(1) 固定資産税について

一般海域においては、自治体間の境界が明確でない場合が多く、固定資産税の課税主体が不明である場合が想定される。これについては、促進区域の指定に先立つ協議会設置の段階から、関係自治体において、一般海域における自治体間の境界の確定手続きを行っていくこととする。

(2) （略）

第5章 本ガイドラインの補足 (略)

(全文はこちら)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/legal/guideline.pdf

(資料 18)

○ 一般海域における占用公募制度の運用指針 (抄)

令和元年6月

経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 港湾局

第1章 総則

1. 本運用指針の位置付け

(1)～(3) (略)

(4) 本運用指針は、占用公募制度の具体的な運用方針を記載したものである。

なお、経済産業大臣及び国土交通大臣による促進区域の指定に関する具体的な運用については、別途定める「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」を参照されたい。

2. (略)

第2章 公募

1. 公募占用指針の策定、公示等 (本法第13条)

(略)

(1) 公募占用指針の策定の概要

(略)

(2) 公募占用指針に定めるべき事項 (本法第13条第2項第1号～第16号)

本法第13条第2項各号において公募占用指針に定めなければならない事項を規定している。具体的に記載すべき事項は、以下のとおりとする。

1)～7) (略)

8) 撤去に関する事項 (本法第13条第2項第12号)

「撤去に関する事項」については、以下の事項に留意し、撤去の考え方を含めた計画を策定しなければならないことを明記する。

① 撤去に当たっては、関係法令を遵守すること

② 占用許可期間の終了後又は公募占用計画の提出者が経営破綻した場合に備えた撤去方法や撤去費用の確保に関する方法を示すこと (※)

※欧州においては、事業終了時に発電設備を撤去することとしているほか、事業者に対し、政府宛の銀行の保証状の差入れ等の方法により、解体・撤去費用を確保するための措置を講じている。本法の運用に当たっても、選定事業者に対し、第三者による保証など、倒産時を含めて撤去を確実に担保するための方策を義務付けることとする。第三者の保証については、差し入れる保証の額や保証の開始時期等について、海外の事例等を踏まえ、公募占用指針において定める。

9) (略)

10) 関係行政機関等の長等との調整に関する事項 (本法第13条第2項第14号)

洋上風力発電事業の実施のためには、地元関係者等の理解を得る必要がある。その基本となるのは、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整であり、事業の実施にあたっては、関係法令を厳守するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長とよく調整し、理解にずれが生じないように努めることとする旨を公募占用指針に記載する。

11) (略)

12) 公募の実施に関する事項及びその他必要な事項 (本法第13条第2項第16号)

公募占用計画に記載すべき事項等公募の実施に当たり必要となる以下の事項等について記載する。

① 公募占用計画に記載すべき事項

後述2.の公募占用計画に記載すべき事項について、公募占用指針に記載する。

② 占用の許可条件

国土交通大臣が促進区域の占用を許可する際には、本法第10条第5項に基づき、国土交通大臣が促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に必要な限度において、条件を付することができるとされている。

洋上風力発電施設の設置・運営にあたり占用を許可する際に付する特有の条件として、例えば、次の事項が考えられ、これらについて公募占用指針に記載する。

・選定事業者は、発電設備の設置までに協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 選定事業者は、撤去費用を確保すること。等

③ (略)

④ その他必要な事項

ア・イ. (略)

ウ. 漁業・地域との協調の在り方について

- ・ 漁業・地域との協調の在り方について協議会での協議が整った意見のうち公募の条件となる事項については、その内容を公募占用指針に記載する。また、協議会において、選定事業者による漁業影響調査の実施及びその方法について協議し、その内容を公募占用指針に記載する。

エ. (略)

オ. 順守すべき事項について

- ・ 以下の内容について順守することを公募占用指針に記載する。
 - i) 公募の開始から終了までの間は、地元関係者への接触は行わないこと
 - ii) 公募占用指針に記載された事項及び公募占用計画に従って事業を実施すること
 - iii) ~ v) (略)

(3) (略)

2. 公募占用計画 (本法第 14 条)

(略)

(1) 公募占用計画の記載事項 (本法第 14 条第 2 項)

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針に従い、公募に応じて選定事業者になろうとする者に対し、公募占用計画の提出を求めるものとする。公募占用計画には、本法第 14 条第 2 項に基づき、次に掲げる事項の記載を求めることとする。

なお、洋上風力発電事業の特性上、事項によっては詳細な内容を示すことは容易ではないものがあると考えられるため、公募段階においては概略を示した資料とすることも可能とするが、公募占用計画が認定された場合にあっては、必要な調査等を実施の上、遅くとも占用許可の申請前には、詳細な内容を示す資料を当該計画の変更申請をもって提出する旨記載するよう求めるものとする。

1) 占用の区域及び占用の期間 (本法第 14 条第 2 項第 1 号及び第 2 号)

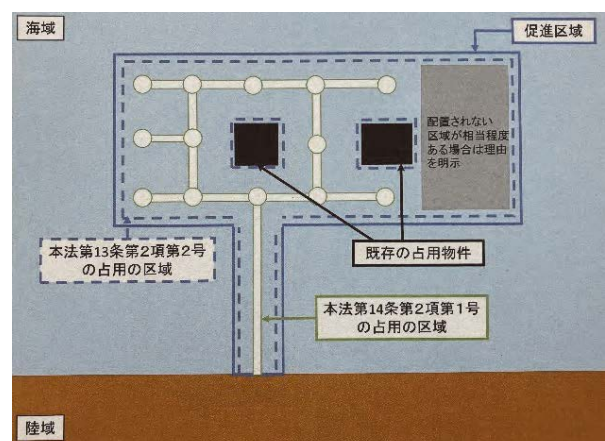
① 促進区域内海域の占用の区域

公募占用指針に示された占用の区域の全域を対象とすることを基本とし、現時点で想定される発電設備の配置場所の記載を求めるものとする。なお、公募占用指針で示した占用の区域は、あくまで対象区域であり、占用の許可の申請が必要となる区域は、対象区域のうち、発電設備とロータの旋回により占用することとなる区域のみになることに留意することが必要である。また、当該配置場所とする理由を添えることとし、特に事業者が提示した洋上風力発電施設の配置される区域が公募占用指針で示した占用の区域 (対象区域) を大きく下回る場合は、その理由について明示するよう求めるものとする。

② 促進区域内水域等の占用の期間

占用の開始時期及び占用の期間を記載する。なお、占用の期間は公募占用計画の認定の有効期間内で記載を求めるものとする。

【法14条第2項第1号に基づく占用の区域等のイメージ】



2) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等 (本法第 14 条第 2 項第 3 号～第 14 号)

① 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期

一 発電事業の内容、開始時期及びその期間が把握できる資料とする。

※本法上、公募占用計画の有効期間は最大 30 年間とされているが、これは、環境アセスメント (4 ～ 5 年程度) と建設作業 (2 ～ 3 年程度)、事業実施 (20 年程度)、撤去 (2 年程度) の期間を合

わせて、余裕をもたせて設定しているものである（事業実施期間 20 年は現行の FIT 制度における調達期間を前提としたもの。本法においては調達価格等算定委員会の意見も聞いたうえで調達期間を定めることとなる）。（略）

②～⑨ （略）

⑩ 促進の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域等の占有をしないこととなった場合における当該発電設備の撤去の方法

－撤去方法及び撤去費用区域の確保に関する方法が把握できる資料とする。

⑪ 関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項

－関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料及び過去の実績等が把握できる資料とする。

⑫ （略）

3) その他必要な事項（本法第 14 条第 2 項第 15 号）

施行規則 4 条において掲げる選定事業者となろうとする者の氏名、生年月日等のほか、以下の事項について、公募占用計画への記載を求めることとする。

ア 評価基準に係る事項について

本法第 13 条第 2 項第 15 号の評価基準に基づく評価を実施するに当たり必要な事項について、公募占用計画への記載を求めることとする。

【評価基準を踏まえた記載事項の例】

① （略）

② 地域との調整、地域経済等への波及効果に関する事項

（関係行政機関の長等との調整能力）

・ 関係行政機関の長等との調整の実績

－国内の洋上風力における実績

－国内の陸上風力における実績

－その他国内における実績

（周辺航路、漁業等との協調、共生）

・ 関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法（関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者と、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのか等）

（地域経済への波及効果）

・ 地域経済への波及効果の見込み（地元雇用がどこにどれだけ増えるか、地元工場等がどれだけつくられ、どれだけ投資が促進するか、地元の物流拠点等をどの程度利用するか等）

（国内経済への波及効果）

・ 国内経済への波及効果の見込み（国内への経済波及はどれくらい見込まれるか、国内雇用がどこにどれだけ増えるか、国内工場等がどれだけつくられ、どれだけ投資が促進するか、国内の物流拠点等をどの程度利用するか等）

イ （略）

ウ 順守すべき事項について

以下の内容について順守することの宣誓書を添付することとする。

i) 公募の開始から終了までの間は、地元関係者への接触は行わないこと

ii) 公募占用指針に記載された事項及び公募占用計画に従って事業を実施すること

iii) ～viii) （略）

(2) （略）

第3章 選定事業者の選定、公募占用計画の認定

1. 選定事業者の選定（本法第 15 条）

（略）

(1) （略）

(2) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定（本法第 15 条第 2 項、第 3 項、第 4 項）

1) （略）

2) 選定及び学識経験者の意見の聴取（本法第 15 条第 3 項、第 4 項）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、評価の基準に基づく評価に従い、発電事業の長期的、安定的

かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定する。

経済産業大臣及び国土交通大臣が選定事業者を選定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。前記のとおり、評価基準が定性的な基準であることを踏まえ、公募占用計画の評価は、学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見を踏まえて行うこととする。

第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ等があることや、公募占用計画が企業情報を含むこと等から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項第2号イ及びロ、同項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程を非公開とすることとする。ただし、選定が完了した段階で、選定結果及びその理由等については公表するものとする。

なお、評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、これも踏まえて評価を実施する。また、公募においては、地域との調整が評価基準とされているところ、公正な評価を行うためには、公募の期間中、事業者が地元の関係者と接触してはならないこととする。

※具体的には、以下のような方策が考えられる。

- ① 事業者が公募に参加する際に、公募の開始から終了までの間は、地元関係者への接触は行わないことの宣誓書の提出を求める。
- ② これに違反したことが発覚した場合、①公募占用計画の取消し、②一定期間公募への参加を認めないこと、といった措置を検討する。

3)・4) (略)

2・3. (略)

第4章 占用公募を行った場合における占用許可

1. 選定事業者及び国土交通大臣の義務（本法第19条）

(略)

(1) 選定事業者の責務（本法第19条第1項）

選定事業者は、本法第19条第1項の規定により、認定公募占用計画に従って、発電設備の設置及び維持管理を行わなければならない。

そのため、選定事業者は、認定公募占用計画に記したスケジュール等に従って設置工事等に必要な各種調整及び調査設計等を実施し、認定公募占用計画に記した工事実施の方法等に従って発電設備の設置及び維持管理を行うことが必要となる。

この義務を履行していない場合、例えば、選定事業者が設置工事を実施するまでの準備段階において認定公募占用計画に示した必要な業務を実施していないなど予定より遅延し、その結果、当該計画で示した工事の時期に工事を実施することができないことが確認された場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣は本法第21条の規定に基づき公募占用計画の認定を取り消すことができる。

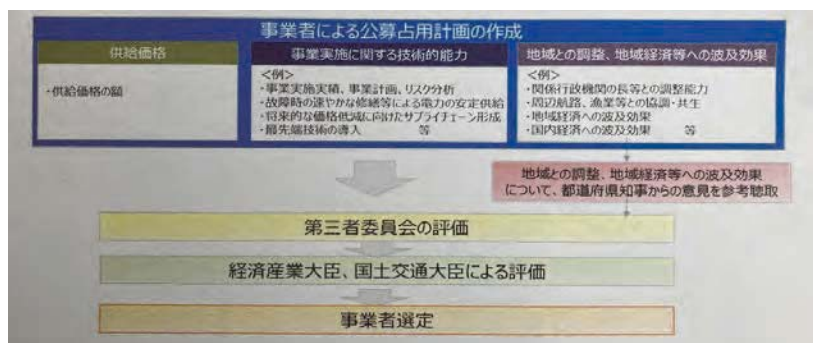
しかしながら、やむを得ない事情により遅延した場合など本法第18条に規定する基準に適合する場合にあっては、選定事業者からの申請により当該計画の変更が可能となるため、取消しの判断に当たっては、遅延した経緯等を事前に確認することとする。

(2) 占用許可及び占用料（本法第10条第6項、第19条第2項）

1) 占用許可（本法第19条第2項）

国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき促進区域内海域の占用の許可の申請があった場合にあっては、占用の許可を与えなければならない。

【公募占用計画の評価】



ただし、選定事業者が本法第 19 条第 1 項の規定に違反したとき（上記(1)）又は詐欺その他不正な手段により公募占用計画の認定を受けたことが判明したときに、経済産業大臣及び国土交通大臣が本法第 21 条の規定により当該認定を取り消した場合にあっては、占用を許可する必要はなく、また、占用の許可の期間中であっても、本法第 21 条第 3 項の規定により占用の許可の効力を失うこととなる。

なお、認定有効期間終了後における促進区域の占用を継続する場合には、再度、占用のために国土交通大臣の許可をとる必要がある。

占用の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む）を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとし、この際、適切に占用許可期間を審査する。

2) (略)

(3) (略)

第5章 地位の承継、認定の取消

1. 地位の承継（本法第 20 条）

(略)

本法第 20 条に基づき、下記の (1) または (2) に掲げる者は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、選定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

選定事業者から、本制度に基づく地位の承継の申し出があった場合は、公募占用計画の審査及び評価の基準となる事業実施体制の変更に該当することに鑑み、地位を承継する者が認定公募占用計画に従って、平素における維持管理や非常時における対応等を適切に実施できる体制を整えているか等、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持等に支障がないか、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更とならないか等の観点に留意し、審査することが必要である。

なお、承認を与える場合は、事業者の変更に伴う変更箇所以外については、原則として従前の認定公募占用計画を変更せずに承継すべきものとする。

(1) 選定事業者の一般承継人（本法第 20 条第 1 項第 1 号）

経済産業大臣及び国土交通大臣は、相続・合併・分割により、選定事業者が有していたすべての権利・義務を一括して承継したものについては、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがない限りにおいて、その承継を承認することとする。

(2) 発電設備の所有権等を取得したもの（本法第 20 条第 1 項第 2 号）

選定事業者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた発電設備の所有権その他当該発電設備の設置及び維持管理に必要な権原を取得した者について、経済産業大臣及び国土交通大臣は、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがないこと、また、事業者の変更に伴う変更箇所以外の事項については一切変更をしない限りにおいて、その承継を承認することとする。

2. 計画の認定の取消し（本法第 21 条）

(略)

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更を認定したものを含め、本法第 21 条第 1 項に基づき、下記に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

① 選定事業者が本法第 19 条第 1 項の規定に基づき発電設備の設置及び維持管理を実施していないとき。

② (略)

当該規定に基づき認定を取り消した場合、認定公募占用計画に基づき与えられた促進区域内海域の占用許可は、その効力を失うこととなる。なお、取消しの判断にあたっては、事業者側にやむを得ない事情があったかなどを事前に確認することとする。

第6章・第7章・別紙 参加資格

(略)

(全文はこちら)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/dl/legal/operation.pdf

(資料 19)

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）

（農林水産大臣による漁業の許可）

第三十六条 船舶により行う漁業であつて農林水産省令で定めるものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2・3 （略）

（資源管理の状況等の報告等）

第五十二条 許可を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、当該許可に係る大臣許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により農林水産大臣に報告した事項については、この限りでない。

2 （略）

（都道府県知事による漁業の許可）

第五十七条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～5 （略）

6 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7～9 （略）

第五十九条 この章に定めるもののほか、大臣許可漁業及び知事許可漁業の許可の手續その他この章の規定の実施に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（定義）

第六十条 この章において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

2 この章において「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいい、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

3 この章において「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて次に掲げるものをいう。

一 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十七メートル（沖縄県にあつては、十五メートル）以上であるもの（瀬戸内海（第百五十二条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）におけるます網漁業並びに陸奥湾（陸奥湾の海面として農林水産大臣の指定するものをいう。）における落とし網漁業及びます網漁業を除く。）

二 北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの

4 この章において「区画漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一 第一種区画漁業 一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業

二 第二種区画漁業 土、石、竹、木その他の物によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業

三 第三種区画漁業 一定の区域内において営む養殖業であつて前二号に掲げるもの以外のもの

5 この章において「共同漁業」とは、次に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一 第一種共同漁業 藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業

二 第二種共同漁業 海面（海面に準ずる湖沼として農林水産大臣が定めて告示する水面を含む。以下同じ。）のうち農林水産大臣が定めて告示する湖沼に準ずる海面以外の水面（次号及び第四号において「特定海面」という。）において網漁具（えりやな類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業以外のもの

三～五 （略）

6～9 （略）

（海区漁場計画）

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款におい

て同じ。)ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間 (第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。)

ホ 区画漁業権については、個別漁業権 (団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。)
又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区 (自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。)

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 (略)

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 (略)

(組合員行使権)

第二百五条 団体漁業権若しくは入漁権を有する漁業協同組合の組合員又は団体漁業権若しくは入漁権を有する漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員 (いずれも漁業者又は漁業従事者であるものに限る。)であつて、当該団体漁業権又は入漁権に係る漁業権行使規則又は入漁権行使規則で規定する資格に該当するものは、当該漁業権行使規則又は入漁権行使規則に基づいて当該団体漁業権又は入漁権の範囲内において漁業を営む権利 (以下「組合員行使権」という。)を有する。

(漁業権行使規則等)

第百六条 漁業権行使規則は、団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会において、団体漁業権ごとに制定するものとする。

2 入漁権行使規則は、入漁権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会において、入漁権ごとに制定するものとする。

3 漁業権行使規則及び入漁権行使規則 (以下この条において「行使規則」という。)には、次に掲げる事項を規定するものとする。

一 組合員行使権を有する者 (以下この項において「組合員行使権者」という。)の資格

二 漁業権又は入漁権の内容たる漁業につき、漁業を営むべき区域又は期間、当該漁業の方法その他組合員行使権者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項

三 組合員行使権者がその有する組合員行使権に基づいて漁業を営む場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が当該組合員行使権者に金銭を賦課するときは、その額

4 区画漁業又は第一種共同漁業を内容とする団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する団体漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法 (昭和二十三年法律第二百四十二号) の規定による総会 (総会の部会及び総代会を含む。)の決議前に、その組合員 (漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員) のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者 (第七十二条第二項第二号の要件に該当することにより同項 (同条第四項において準用する場合を含む。)) の規定により適格性を有するとされた者に係る団体漁業権にあつては、当該沿岸漁業を営む者 (河川以外の内水面における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者))であつて当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

5・6 (略)

7 行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 都道府県知事は、申請に係る行使規則が不当に差別的であると認めるときは、これを認可してはならない。

9 第四項から第六項までの規定は漁業権行使規則の変更又は廃止について、第七項の規定は行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は行使規則の変更について準用する。この場合において、第四項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。

10 (略)

(総会の部会についての特例)

第一百七条 団体漁業権を有する漁業協同組合が当該団体漁業権に係る総会の部会（水産業協同組合法第五十一条の二第一項に規定する総会の部会をいう。）を設けている場合においては、当該総会の部会は、当該団体漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する団体漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権の取得について、総会の権限を行うことができる。

(組合員の同意)

第一百八条 第一百六条第四項から第六項までの規定は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会がその有する団体漁業権を分割し、変更し、又は放棄しようとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。

(運用上の配慮)

第一百七十四条 国及び都道府県は、この法律の運用に当たっては、漁業及び漁村が、海面及び内水面における環境の保全、海上における不審な行動の抑止その他の多面にわたる機能を有していることに鑑み、当該機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者及び漁業協同組合その他漁業者団体の漁業に関する活動が健全に行われ、並びに漁村が活性化するように十分配慮するものとする。

(全文はこちら 改正水産業協同組合法の一部条文も含む)

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/sankou-11.pdf>

(資料 20)

○ 漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）（抄）

(資源管理の状況等の報告)

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権の種類及び免許番号
- 二 報告の対象となる期間
- 三 資源管理に関する取組の実施状況
- 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用状況
- 五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使状況
- 六 その他必要な事項

3 (略)

(全文はこちら)

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/sankou-3.pdf>

(資料 21)

○ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）（抄）

(大臣許可漁業の種類)

第二条 漁業法（以下「法」という。）第三十六条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一 沖合底びき網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあっては、総トン数二十トン）以上の動力漁船（法第六十条第六項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）により底びき網を使用して行う漁業

二～六 （略）

七 大中型まき網漁業 総トン数四十トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域にあっては、総トン数十五トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業

八・九 （略）

十 かじき等流し網漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業

十一 （略）

十二 かつお・まぐろ漁業 総トン数十トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域にあっては、総トン数二十トン）以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによってかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

十三 （略）

十四 北太平洋さんま漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業

十五 ずわいがに漁業 別表第一の当該漁業の項の中欄各号に掲げる海域においてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間に総トン数十トン以上の動力漁船によりずわいがにをとることを目的とする漁業（次に掲げるものを除く。）

イ 第一号に掲げる沖合底びき網漁業

ロ 総トン数十五トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

ハ 別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第三号又は第四号に掲げる海域において 動力漁船により固定式刺し網又はかごを使用して行う漁業

十六 （略）

十七 いか釣り漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業

(資源管理の状況等の報告)

第十四条 法第五十二条第一項の規定による報告は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 法第五十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 許可に係る船舶の名称、総トン数その他当該船舶に関する情報

三 許可番号

四 報告の対象となる期間

五 漁獲量その他の漁業生産の実績

六 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況

七 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

八 財務の状況

九 その他必要な事項

3 第一項の報告書の提出期限及び様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

(全文はこちら)

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/sankou-9.pdf>

(資料 22)

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

(役員)

第三十四条 組合は、役員として理事及び監事を置かなければならない。

2～14 (略)

(組合と役員との関係)

第三十四条の三 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(代表理事)

第三十九条の三 組合は、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）の決議により、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を定めなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 代表理事は、定款又は総会若しくは経営管理委員会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(総会の決議事項)

第四十八条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二～七 (略)

八 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

九 漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止

十 漁業権又はこれに関する物権に関する不服申立て、訴訟の提起又は和解

十一～十三 (略)

2～5 (略)

(特別決議事項)

第五十条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

一～三の二 (略)

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

六 (略)

(総会の部会)

第五十一条の二 組合は、漁業法第七十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により適格性を有するものとして設定を受けた団体漁業権（同法第六十条第七項に規定する団体漁業権をいう。以下この条及び第八十七条第九項において同じ。）を有しているときは、総会の決議を経て、当該団体漁業権に係る同法第六十二条第二項第一号へに規定する関係地区（当該組合の地区である区域に限る。）ごとに総会の部会を設け、当該団体漁業権に関し、第四十八条第一項第八号から第十号までに掲げる事項（同項第九号に掲げる事項にあつては、漁業権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。）についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

2 総会の部会は、その部会の設けられる前項の関係地区の区域内に住所又は事業場を有する組合員（准組合員を除く。）で組織する。

3 総会の部会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4・5 (略)

6 次の事項は、総会の部会を組織する組合員の総数の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

一 団体漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

二 漁業権行使規則の制定、変更及び廃止

7 (略)